

## 企業法務等の位置付けに関する司法制度改革審議会の審議の状況

### 1. 司法制度改革審議会集中審議（第2日）議事録から（抜粋）

【水原委員】今の問題とは関連性がないのですが、吉岡委員、石井委員からの御報告にありますとおり、弁護士人口が非常に少ない。これはそのとおりでございます。それに対してどういうふうな対応をするかということが、5業種についてこういう考え方があるというのは、北村委員からの御報告でございました。

ここでもう一回、もう少し違った視点から、法曹人口の在り方というものを考えてみたらどうかという気がいたします。企業法務に従事している方々についても、何か法曹資格を与えるかどうかという議論もあってしかるべきではなからうか。それから、もう一つは、それとの関連ですが、実際に法律事務に従事しておる者で、司法試験に合格しておらず、司法修習をしておらない者でも法律事務に従事している者がおります。例えば、検察官で言うならば、検察庁法 18 条の 3 項に認められております特任検事という、これは司法試験と同等程度の試験科目をクリアして、副検事 3 年を経験した者で、また口述試験も司法試験委員がそれを実施するというような、極めて厳しい試験を通過してきておる者、これについて弁護士資格が与えられていない。それから、副検事についても同様の問題がございますし、簡易裁判所の判事につきましても同様な問題もございます。

そういう意味で、5業種だけではなくて、ほかの法律専門に従事している人々についての法曹資格をどうするかという問題も、この際念頭に置いて議論していただきたいと思っております。

【佐藤会長】分かりました。今の点も重要な点でして、どこでそれに立ち入って議論するかは考えさせていただきますが、問題の提起は留意しておきたいと思えます。

### 2. 第 28 回司法制度改革審議会議事録から（抜粋）

【吉岡委員】今、水原委員が御質問なさった法務省の同じページですが、下から 6 行目、「司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与」をする云々ということが閣議決定されており、そのことを含めて検討してほしいという趣旨のことが書いてございます。

それから、参考資料 3 の 23 ページ、規制改革委員会の資料が添付されてございます。それの「イ 司法修習を経ていない者に対する法曹資格の付与の拡大」ということが書いてございまして、ここの趣旨とほとんど同じことが書いてあるわけですがけれども、この辺について、法務省としてどのようなお考えで検討してほしいというふうに書いてあるのか、お

聞かせただけだと思います。

【法務省(房村司法法制調査部長)】この指摘は、ただいま吉岡委員のおっしゃられたように、規制改革委員会で法務省に対して指摘をされて、閣議決定もされているものですから書いたのですが、経緯を申し上げますと、現在、法律家になる通常の道は、司法試験を受けて合格して、研修所に入って、一定年限の修習を経て、それで2回試験をしてその修習を終了すると、それから法律家になるわけですが、司法試験に受かった後、司法研修所に入らないで、ここに書いてありますように、例えば、裁判所の事務官であるとか、法務事務官、あるいは内閣法制局の参事官とか、そういう法律で定める一定の職業について、例えば、5年間やると修習をしなくても法律家になれるという、言わば別ルートが設けられているわけです。

規制改革委員会の方では、言わば別ルートの一つとして、民間における一定の実務経験、これを何とか認められないのか。企業法務等でも相当の法律事務を取り扱っているから、そこで例えば5年間やれば、そういう者には、司法試験に受かった上で5年の経験があるなら、法律家としてもいいのではないか。そういうことを規制改革の一環として検討すべきではないかという御指摘を受けているわけです。

法務省として、そういう意味では当然、省としても検討しなければいけないわけですが、同時にこれらの問題については、言わば法曹の在り方等とも密接に関連いたしますので、そういう全体的な検討をするこの審議会の中で、その一環として、そういう点についても御検討いただければ非常にありがたいという趣旨でございます。

法務省として、その点についてどんな問題があるかと言いますと、確かに基本的に司法修習というのは、法律家になるために非常に基礎的な訓練を集中的に行っておりまして、実際に受けた私の経験からすれば、法律家になるためには、本当に有用な仕組みだと思っているわけですが、それをしないでいいというわけですから、そういう修習に代わるだけの仕事の内容なのかどうか、そういうことを的確に評価しないといけないわけです。

民間の企業法務というのは、確かに非常に充実したところもありますけれども、これはいわゆる官庁などと違って、相当自由にいろんな形態があり得るものですから、本当に修習を省いていいと評価できるだけのものを的確に認められるかどうかというのは、なかなか難しい面もあると思うのです。そういうこともあって、やや検討に時間が掛かっているのですけれども、そういう点についても、この審議会ではほかの問題と併せて、もし御検討願えればという趣旨でございます。

【吉岡委員】法務省としては、民間企業の場合にはちょっと三角だけれども、裁判所の事務とか、そういう場合は丸だという考え方なのですか。要するに、御検討くださいという、そこまでなのですか。

【法務省(房村司法法制調査部長)】基本的に言いますと、そういう一定の法律的な事務でなければ困ることは間違いないわけです。例えば、内閣法制局の参事官であるとか、裁判所の書記官的なことを仕事とするというのは、それなりの経験があることは間違いないと思います。企業法務の中にもそれに匹敵するものも当然あり得ると思います。一律に民間だからだめというつもりはないのです。企業法務といってもいろいろあるのではないかなという。例えば、法律でこういうものが企業法務という規定があるわけじゃないものですから、そういう意味で非常に対象の幅が広いものですから、なかなかどういう形でその中で本当に修習に代わるようなものというのを的確に見出せるのかどうか。そこら辺が一番の問題点ではないかと思っています。

【吉岡委員】そうしますと、一定の条件を満たせば、司法研修所を経なくても資格の付与をするという。

【法務省(房村司法法制調査部長)】それを検討しろと言われているわけです。

【吉岡委員】法務省としては、ただ検討してくださいということですか。

【法務省(房村司法法制調査部長)】なかなか難しいです。そこは今申し上げたように、基本的視点は、要するに、修習に代わり得るような能力的担保になるような職務内容であるかどうか。そういう仕事を経た人たちに一般の人たちの法律事務を扱わせて、それで弊害が予想されないかどうかという、いろんな観点があるだろうと思います。そういうことを踏まえて検討していかなければいけないと。私どもがやる場合にも、当然そういうことだと思っています。

【吉岡委員】そうすると、一定の条件を満たせば、研修所がなくてもいいと。そこまでは言っていないということですか。

【山本委員】そこまでは言っていない。

【法務省(房村司法法制調査部長)】法曹養成制度としてどうかということであれば、大多数の法律家を育てるためには、司法研修所のような養成の仕組みというのは、必須だと思っています。あるいは、法廷なり、弁護士事務所なり、検察庁なりで、実務修習をしてもらうということが必須だと思っていますけれども、すべての法律家がそういう経験を経てこなければいけないかどうか。司法試験を受かった人の中で、現実にそういう修習は受けられないけれども、それなりに法律的な仕事を大過なく何年間かやれば、そういう人にも法律資格を与えてもいいのではないかと言えば、それは現にそういうことを法律は認めているわ

けですから、その職業の種類を増やすかどうかというのは、十分検討はできると思います。

【吉岡委員】大変参考になりました。

【山本委員】それは私どもも、是非入れてもらいたいと思っているんです。要するに、弁護士さんの法律事務の独占という概念について、私ら議論する必要があるだろうとお願いしたいと思っているのですが、要するに、法廷代理、これは弁護士独占であるべきだし、よくよくのことがなければ、隣接職種の問題がありますが、限定的な解除しかないと思うんです。これに対していわゆる法律事務ですね、これについては、隣接職種も含めてフリーでいいのではないかという考えを持っているんです。

今の議論に帰りますと、現在でも司法試験に合格して企業法務をやっている人はいるわけです。しかし、法廷代理はできない。しかし、事務はやっているわけです。そういう人たちが、これから企業の形態としてもいろんな形で出てきますので、例えば、持株会社みたいな本部があって、傘下の子会社の法律事務をやる。ゆくゆくは認定弁護士じゃありませんけれども、自分たちの企業とそのグループの法廷代理くらいできる。そういうふうな道を開いていただければという意見が強うございますので、隣接職種の問題も含めて審議していただければと思っております。

### 3. 第29回司法制度改革審議会議事録から（抜粋）

【佐藤会長】（前略）

これに関連して企業法務、あるいは先ほどの特任検事、副検事、簡裁判事の経験者をどう位置づけるかという問題も、これに関連して存在するわけですし、この辺は今後の検討課題ということで残しておきたいと思えます。

【北村委員】そのところで、企業法務を、等の中に入れてあるんです。ところが、これは弁護士と隣接の関係によりますと、弁護士と企業法務との関係ということになってしまいますね。等の中に入っているということは、この企業法務につきましては、必ずしも弁護士としての権限を認めるということが主張されているわけではないのかなと思うんです。

したがって、私はこの等の中に企業法務そのものを入れるということについてちょっと違和感があるわけなんです。

というのは、企業法務に務めている人については、自社のものについては認めてもらいたいというわけですね。

【山本委員】厳密に言うと自社だけではなくて、自社並びに関連会社です。

【北村委員】でしょう。だから、弁護士というのは広く公のためにということで、全然違うと思うんです。いわゆるその企業の従業員が会社だとか、その関連のものについてやるということと、ちょっと違うのではないかなと思いますので、ここの中に入れるのに違和感があると。それを取り上げるということについては別途やれば良いと思うんです。そういう意味です。

【山本委員】わかりました。

【鳥居委員】機能の整理の仕方から言うと、弁護士の資格を持って、それを専門の業として公務員をやっている人というのはいますけれども、あれはそれと似たような話ですかね。

【佐藤会長】弁護士の資格を持ってやっている人は別なんでしょう。

【北村委員】別なんです。

【鳥居委員】いいんですか。

【佐藤会長】はい。

【北村委員】企業法務というのは、資格を持っていない人のことです。

【鳥居委員】持っていないという前提ですか。

【佐藤会長】念頭にあるのはそうなんでしょうね。

【山本委員】それだけでなく、いうなれば資格を持っている人もいますけれどもね。司法修習を受けてないが、司法試験は合格している、そういう人もいます。

【高木委員】別途また、労働事件の問題のときに議論をさせてもらおうかなということでこの場では余り申し上げなかったんですが、例えば労働組合で司法サービスなどを担当してきている者等も、若干レベルの問題はあるのかもしれませんが、同じような意見があります。このことは労働の方の審議のときに言わしていただくかなと思ったりしております。

【佐藤会長】企業法務と並ぶような。

【高木委員】特に労働事件についてです。

【竹下会長代理】企業法務などを含むとしないで、中黒か何かで並置してはどうですか。

【佐藤会長】なるほど、中黒ですか。

【竹下会長代理】ええ。法律専門職と企業法務との関係です。

【佐藤会長】ちょっと性質が違うということですね。

【中坊委員】今おっしゃった企業法務、また高木さんのおっしゃっている組合の場合も含めて、これは藤田さんがこの間ヒアリングの最後におっしゃったように、臨司意見書の際から代理人、いわゆる行政庁だけは指定代理人の、代理権まで認めておるという制度がある。それはやはりちぐはぐじゃないかということで見直さないといけないということ言われておるところがあるわけですね。だから、非常に基本的な物の考え方というのはどうあるべきかということの問題点があります。企業法務を、たまたま法律を担当したから、おっしゃるように、資格があったり、ほかのものが全部できたりというのはちょっと違うと思うんです。

確かに先ほどから北村さんもおっしゃるように、二つは区別して考えないと、ちょっと違うように思います。

だから、隣接業種として一つの司法書士なり税理士さんなり決まっているという職業と、これとはちょっとまた違うんで、その角度は今、北村さんの言うようにはっきりさせておかないと、先ほど言う指定代理人という制度もむしろ問題じゃないか。確かにそうだろうと思うんです。何で行政だけはいいいんだということになりますからね。この人はもう代理権まであるということになっているんだからね。企業法務は手伝っているだけで、裁判もできない。こっちは裁判まで全部代理権があるということになっている。そのちぐはぐ性というのはそのときから指摘されて、いまだに解決していないんだから、そういう問題はそこで解決すべき問題じゃないかという気がする。

【藤田委員】この間、指定代理について申し上げたのは、特に地方公共団体について問題があるという趣旨で申し上げたんですけれども、これから社会の需要が大きくなるからということで法曹人口を大幅に増やすということになります。そうすると、法曹資格を持った人たちが立法機関、行政庁、あるいは会社の法務部門に入って行って、そこで法の支配の中心的な役割を果たすというような状況が望ましいということですから、そういう形が将来のあるべき形ではないかという趣旨で申し上げました。

【佐藤会長】その趣旨には全く賛成です。

では、ここは代理が言われるように、専門職種、中ポツにして、企業法務など、そういうふうにさせていただきますか。

#### 4．第46回司法制度改革審議会議事録から（抜粋）

【山本委員】位置付けを検討することになっている企業法務の点について、関連企業といえども有償でやるのは弁護士法違反であるということですが、昨今の企業活動を見ていると、頻繁に組織変更が行われ、企業活動環境の変化に機敏に対応している。持ち株会社化とか、あるいは分社化とか、そういったことが非常に盛んになっているわけですが、そういう場合に、法務部門の機能を本部に集中して、分社化したグループ企業に対して同じようなサービスを一元的に提供することが合理的なわけです。しかし、組織は独立しており会計は別なんで、サービスの対価はいただかざるを得ない、そういう実態があるわけで、実質的には一つの企業の中でやっている場合と余り変わらないんですけれども、そういった場合でもまかりならぬということになるのかどうかですね。その辺の企業側の要求、要望としては認めてもらえるのではないだろうかという期待があるわけですが、いかがなものでしょうか。

【中坊委員】私は個人的にはやはり賛成しかねると思いますね。企業法務だけであって、企業であればだれでも自由に会社は設立できるし、今まで我々が論じてきたのは一定の資格というものに基づいて議論しているわけですから、ちょっと今、山本さんのおっしゃっていたのは、確かに、今の企業社会の中にあってそういう必要性があるというのはそれなりに分かりますけれども、何ら制限がないものをそこへぼんと資格のある、今まで隣接業種という中で論じてきたのとはちょっと違うのではないのでしょうか。やはりその違いというのは今、我々としてそこまで届いていっていいのかどうか、現在直ちにそういう資格と関係のないところまで全部が我々の審議の対象になるというのは、ちょっと苦しいのではないかという気がするんです。

【山本委員】将来的には、ロースクールを出た人たちがたくさん出てくるから。そういう企業内ローヤーというのはそういう形で育ってくるんでしょうけれども。

【高木委員】分社化された会社から。

【山本委員】要するに、分社化する場合に、それぞれに独立した部署を持つのは効率はよくないですから、一般管理部門は原則として本部機能に集中させて、新しく設立したグループ企業は、それぞれの専門分野に特化していくわけです。

【高木委員】そうすると、持株会社なら持株会社として置いておいて、費用は全部配付するわけですね。

【山本委員】そうそう、一般管理費用を分担しろよということになるわけです。

【中坊委員】企業の中にも資格のある方がいらっしゃるわけでしょう。その方の使者としてとか、そういう手助けというのは、現実にもどこでもされておるわけですから、そういう形であって、その方がそういう資格と関係なく、その人と関係なく、独立でできるということになってくる範囲が、我々が今議論しているところとは少し違うので、しかも企業へもこれから弁護士さんはどんどん使用人になるようにしていくことを、今度の弁護士法 30 条の、この前届出制のところでも問題になったように、営業許可も緩めていくという制度になっているんだから、そういう対応の仕方はまだ可能だと思うんですよ。そういう今、山本さんがおっしゃっていることを即認めなければ非常に困ったということには必ずしもならないんじゃないでしょうか。だから、そういう現在の資格のあれを活用することによって可能なことにもなっているので、今、過疎地の庶民の問題とはちょっとまた違うような感じがするんですけども。

【山本委員】訴訟代理権ということでは、日本では、本人訴訟はできるわけですね。代表取締役若しくは支配人であればできる。ですから、法務部門の者を支配人にしちゃえとかいった乱暴な話も聞くわけです。どういうふうに解釈していいかよく分からないんですけども、一種の本人訴訟の延長ということで、中坊先生がおっしゃるのと違う側面もありそうなんですけれども。

【竹下会長代理】ちょっと伺ってよろしいですか。私は山本委員のおっしゃるように、そういう必要があると思うのです。それは決して弁護士法の趣旨に反するわけでもないだろうというのは分かるのですが、ただ、どの範囲のというのが、何か基準があって画せるのでしょうか。持株会社だと比較的是っきりしているかもしれませんが、それが分社化とか、何とかと言い出すと。

【山本委員】100 %子会社というのは、実質親会社と同じだと。ただし、そこから持株比率がだんだん小さくなっていったとき、これはどう解釈するのか、何だか分からなくなっちゃうんですけども。

【竹下会長代理】例えば、商法上の親子会社などというところはかなりはっきりしますが。



【山本委員】50%超の子会社。20%以上の関連会社とかいろいろあるんですけども。

【竹下会長代理】ちょっと何かその辺がはっきりしないとやはり。

【山本委員】そうですね。いろいろなバリエーションがありますけれども。ちょっと研究を、余り細か過ぎますね。

【藤田委員】山本委員の顔を見ると胸が痛むのですが。例えば、自社訴訟の代理権というように、裁判所が関与する手続についての代理権ということになりますと、日ごろいろいろ御意見を承っているようなリーガルセクションの方などは、これは弁護士はだしの人もおられて、この人ならこれは十二分に務まるだろうなと思う人もたくさんいらっしゃるんですが、問題は、限界の引き方が非常に難しい。一部上場の会社だけというわけにはいかない。そうすると、今でも名もなき小会社について、三百代言が支配人として称して出てくるのに手を焼いているんですね。ですから、私も法務部員であると言われると、これは本当に困っちゃうということになるわけでありまして。私は都の労働委員会に行っているんですが、ある特定の業種で、いろいろな会社を渡り歩いて、会社側の方から代理人、補佐人として出てくる人がおるんですが、そういうような人たちが、これは得たりかしこしと登場されると裁判所としては非常に困るんです。こういうように、線の引き方が非常に難しいという実務上の問題がありますので、御考慮願えればと思います。

【山本委員】こういう引き方がありますか。司法試験はパスしているが、修習は受けていないという法務部員だったら構わないとか。

【佐藤会長】それはまた別途考えようがあるんじゃないですかね。その制度的な条件整備を考えるとということで。司法試験を通っているわけですから。

#### 5. 第60回司法制度改革審議会議事録から（抜粋）

【山本委員】最後の「企業法務等の位置付け」なんですけれども、「少なくとも」云々とあって、非常に明快なんですけど、「少なくとも」という形容詞が入る以上は、その前提としてももう少し幅広の検討課題があるということ、要するに、企業側としては、グループ企業の訴訟代理権だとか、有償のリーガルサービスとかいろいろと要望させていただいているわけです。とりわけ、持株会社とか分社化だとか、企業再編の動きが活発になっていますね。元々、一つの会社が形を変えたわけですから、変わっても同じようにやっていきたいという声も強うございまして、審議の中で、こうした要望を認めてほしいという問題提起をしたんですが、それについてはこれからの検討課題の辺りのところに頭出しをしていただければと思います。

【佐藤会長】 今の点ですが、最初に「位置付けについて検討し」と四角の中で修文しています。

【山本委員】 四角の中でなくてもいいですから、そういう要望があって、これについては「検討する」という感じの頭出しをしておいていただければ大変ありがたいんです。結論はこれで結構です。

【竹下会長代理】 これを議論しましたときに、山本委員が指摘しておられる問題は、弁護士法 72 条の方の問題なのではないか。つまり、法曹資格を認めるという問題ではなくて、親会社の法務部が子会社の法律事務を処理することが弁護士法上許されるという問題ですね。

【山本委員】 そうです。典型的な非弁活動とは違うんじゃないですかということです。

【竹下会長代理】 そうですね。では、それはどこかにそういう趣旨のことを書いておくことにしましょう。

(中略)

【水原委員】 72 ページの企業法務等の位置付けのところですけども、囲みの中の上の(マル) ここで 2 行目に「民間等における一定の実務経験を経た者に対して」云々とありますが、これは「民間の企業法務や国会議員等として、一定の職務経験を経た者」という表現にしてはいかがであろうかと思えます。

と申しますのは、司法試験に合格して、司法修習をせずに国会議員になられた方々が、議員立法などに関与して、企業法務関係者にまさるとも劣らぬ貴重な経験をなさっているんで、これをはっきりと文書の中に入れてはどうだろうかというのが私の考え方でございます。

【吉岡委員】 質問になるかもしれませんが、確かに国会議員で立法に関わっている方はたくさんいらっしゃいます。

そこのところは分かるのですが、実際の事件を担当するとか、実際に法律の具体的な、中坊さんがよくおっしゃる現場の経験があるかということ、そこのところは違うかなという気がします。

【水原委員】 実は大学の法学部の教授であれば、実務の経験がなくても、審査の結果法

曹資格が与えられることになっておりますので、それとの関係で考えてみますと、実務経験がなくても、そういう試験に合格しておって、なおかつ立法等に関与していらっしゃる方ならば、法曹資格を与えてもいいんじゃないでしょうか。

【吉岡委員】 私はその逆で、弁護士が国会議員になるのはいいと思います。国会議員は選挙ですから、参議院は6年ですけれども、衆議院であればいつ解散になるかも分からない。そういう場合で、短期間、国会議員をやったからと言ってできるかということ、私はちょっと違うような気がします。

【井上委員】 大学の教員は実務経験が足りなくてもなれて申し訳ないと思いますが、今の議論はどこかでしましたか。こういう議論をやり出しますと、実質的にまた審議の再開ということになりますので、御趣旨はよく分かるんですが、これまで議論がなかったとすれば、「等」ということでまとめておくのがよろしいのではないのでしょうか。

(以上)